

特 記 仕 様 書

1. 工事名称 災害用給水井戸ポンプ交換修繕工事
2. 工事場所 狭山市広瀬東3丁目23番1号（狭山市立西中学校）
3. 工事目的 西中学校に設置されている災害用給水井戸において、既設ポンプの故障およびバッテリーの更新時期到来に伴い、修繕工事を実施する。本工事では、既設ポンプを撤去後、新規ポンプを設置するとともに、非常時の給水機能を確実に確保するため、関連するバッテリーの交換を行い、災害時における給水活動に支障をきたさないよう井戸設備の復旧・更新を図るものである。
4. 工事期間 契約日より令和8年3月13日
5. 仕 様 ①井戸仕様 200A×200m
②ポンプ設置深度 109.55m
③完成年月 昭和63年3月
6. 工事項目 (1)既設ポンプ引揚げ
(2)新設ポンプ設置
(3)バッテリー交換
(4)試運転調整
7. 協約事項
発注者は以下の資材等は無償で支給または貸与する。
 - ・ 本修繕に伴う電力、水等
 - ・ 資材置場、作業員休憩所、トイレ等
8. 施工上の留意事項
 - ・ 労務災害防止のため、安全教育を徹底し、事故防止措置を講じること。
 - ・ 資材置場や搬入路は発注者と協議し、学校運営および保守業務に支障が生じないよう計画・管理すること。
 - ・ 整理整頓を励行し、感電・機械巻き込まれ等の事故を防止すること。
 - ・ 施設管理者と協議のうえ、学校運営に支障のない日時に施工すること。
 - ・ 作業に必要な部品・材料は受注者が準備すること。
 - ・ 施設や設備を破損・汚損した場合は、受注者の責任において原状に復旧すること。
9. 試験および検査

- ・使用機器について監督員が必要と認めた場合は製品検査を実施する。
- ・工事完了後に総合試運転を行い、機器が十分な性能を発揮するまで調整すること。
試運転結果は検査報告書として提出すること。

1 0．保証

- ・竣工検査合格日より1年間を保証期間とする。
- ・保証期間中に請負者の責に帰すべき不具合が生じた場合は、無償で速やかに修繕または交換を行うこと。

1 1．報告・提出書類

- ・作業完了報告書（作業前・作業中・作業後の写真を含む）
- ・請求書（作業完了日または月末日付とする）
- ・提出方法：原則メール送付、郵送も可

1 2．法令遵守・技術上の留意事項

- ・本工事にあたり、関係法令、市の条例・規程を遵守し、施設運営に支障を及ぼさないよう努めること。
- ・本仕様書に明記されていない事項であっても、技術上当然必要とされる事項については、受注者の責任において実施するものとする。

1 3．協議事項

本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議のうえ決定する。